

## 所得税確定申告サポートに関するご案内

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、密を避け1箇所に集まる事はせず、個別訪問、資料郵送、電話連絡の形をとらせていただきます。

申告期間は2月16日(水)から3月15日(火)まで。

◇ 国税局より4月15日までの個別延長について発表がありましたが、予定通り進めていきます(基礎疾患や体調に不安のある方はご相談ください)。

また対面の際は、マスク着用、手洗い消毒、三密の回避等の予防対策を徹底いたしますので、何とぞご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

商工会 TEL024-922-2542

## 福島・埼玉学生会交流会

1月29日(土)に初のオンライン交流会が行われ、20人が参加しました。2県の学生会役員たちは合同会議で企画を考え準備して、訪問活動を行い会員たちを誘い合いました。

当日は、自己紹介をしたあと、参加者全員で、「連想ゲーム」をして盛り上がり、メインのクイズモイムでは、福島と埼玉のメンバー混合で2チームに分かれて、地域愛部門、トレンド部門、学生会部門の3つの部門合わせて15個の問題を力を合わせて解きました。

お互い初対面ながらも、時間が過ぎるにつれ会話も増え仲も深まり、和気あいあいとした楽しい時間になりました。次は3月の春休み期間を使って、より多くのトムたちと一緒に交流会をしようと約束しました！

## コロナの影響を受けた事業者の支援制度について

事業復活支援金(国)

(売上に応じて法人60万円~250万円、個人事業主30万円~50万円)

対象はコロナの影響で、2021年11月~2022年3月のいずれかの月の売上が、2018年11月~2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上減少した事業者

申請方法は登録確認機関による事前確認の後、申請用のWEBページから申請できます。

申請期間は1月31日~5月31日まで。

協力金・一時金(福島県)

令和4年1月まん延防止等重点措置区域において、時短要請営業に協力した飲食店には「時短要請協力金」が、感染症の影響から売上が減少した中小法人・個人事業主へ「一時金」が交付されます。

時短要請協力金

対象期間は南相馬市については1月19日から、福島市・会津若松市・郡山市・いわき市については1月27日から、その他の地域については1月30日からとなります。認定店、非認定店とでは要請内容、協力金の単価が異なります。

一時金(一律20万円)

飲食店の時短営業により売上が減少した中小法人・個人事業主、感染症拡大による影響により売上が減少した中小法人・個人事業主が対象となります。

時短要請協力金の対象事業者以外となります。

\* 支援金・協力金に関する相談は商工会にお問い合わせください。

ワクチン接種に関して 予約、送迎などのお手伝いをします。必要な方は総聯本部にご連絡ください。

9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火
				会津オンラインウ マル教室		